

平成 31 年度 企業の中長期排出削減目標設定
支援事業等委託業務
民間競争入札実施要項（案）

平成 3 1 年●月

環境省

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	3
2. 実施期間に関する事項	4
3. 入札参加資格に関する事項	4
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	5
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	6
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	8
7. 民間事業者が、使用できる国有財産に関する事項	8
8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	8
9. 民間事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項	12
10. 対象公共サービスの評価（法第7条第8項に規定する評価）に関する事項	13
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	13
別紙1	… 仕様書
別紙2	… 提案書類
別紙3	… 評価項目一覧表
別紙4	… 従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

企業の中長期排出削減目標設定支援事業等委託業務

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、環境省は、公共サービス改革基本方針（平成30年7月10日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定されたサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量¹等算定方法調査業務について、業務を分割して「企業の中長期排出削減目標設定や排出量算定支援事業委託業務」（以下「本業務」という。）として、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

（1）本業務の目的

2015年12月12日に第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定において、企業などの非政府主体における排出削減が求められたことを契機に、グローバルに事業を展開する企業を中心にSBT (Science Based Targets)²やRE100 (Renewable Energy 100%)³といった国際イニシアティブへの企業の参加が増加している。こうした中、自社の排出量のみならず事業に関連する他社の排出も含めたサプライチェーン全体での排出量削減取り組みが重要となっている。本事業では、我が国の企業がこうしたサプライチェーン排出削減に関しての知見を有し、多くの日本企業がSBTやRE100といった国際イニシアティブへ参加し、パリ協定で決定された2℃目標に向けて脱炭素化への取り組みを促進することを目的とするものである。一方で、こうしたイニシアティブへの参加は一部の大企業を中心とした動きであり、参加資格の面で中小企業や自治体、学校などの公的機関が参加することは難しいため、こうした中小企業を中心とした組織でも加盟できるように、国内版RE100のガイドラインを有識者の意見を踏まえたうえで作成、国内版RE100加盟団体の公表を進めるものとする。

（2）本業務の概要

- ・ SBTやRE100等の基礎的な説明資料の作成、更新の支援
- ・ SBTやRE100等の企業向け大規模公開フォーラムの開催
- ・ 「企業版2℃目標ネットワーク」の運営等の支援
- ・ 企業等の中長期排出削減目標設定等の支援
- ・ 国内版SBT・RE100の検討

¹原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量。

²「科学と整合した目標設定」。産業革命時期比の気温上昇を「2℃未満」にするために、気候科学（IPCC）に整合した目標を設定している企業を認定する取組。

³「再エネ100%宣言」。2014年に結成した「事業運営を100%再生可能エネルギーで調達すること」を目指す企業連合。

詳細は仕様書（別紙1）のとおり。

（3）確保されるべき対象公共サービスの質及び水準

本業務の実施に当たり、サービスの質を確保するために、民間事業者が達成すべき目標（必要な水準）は以下のとおりとする。ただし、事業者の責に帰すべき事由によらずに目標を達成できない場合はこの限りではない。

- ・日本企業について SBT 認定取得企業数を 65 社以上とすること。
- ・日本企業について RE100 に加盟した企業数を 30 社以上とすること
- ・企業版 2℃目標ネットワークの会員企業数を 120 社以上とすること。

（4）契約の形態及び支払

① 契約の形態は、請負契約とする。

② 民間事業者が1.（2）に掲げる業務を完了したときは、環境省は当該業務の完了を確認するための検査を行った上で、請負契約に基づき民間事業者が実施する本業務の経費として、あらかじめ請負契約により約定された業務の請負報酬の額を民間事業者の請求に基づき、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

③ 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、（ア）から（ウ）に該当する場合には環境省が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

（ア）本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

（イ）消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

（ウ）上記（ア）及び（イ）のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

2. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は、契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

（1）法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。

（2）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、契約担当官等が 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

（ア）契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しく

は数量に関して不正の行為をしたとき

- (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき
- (3) 平成 30・31・32 年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、開札時までに「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者であること。
- (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。(納税証明書(直近のもの)を提出)
- (5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。(社会保険料納入確認書等(直近のもの)を提出)
- (6) 環境省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 5. に定める環境省内に設置する評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (8) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続及びスケジュール(予定)

入札公告:	平成 31 年 2 月 4 日
入札説明会:	平成 31 年 2 月 14 日
質問期限:	平成 31 年 2 月 18 日
提案書類提出期限:	平成 31 年 3 月 8 日
提案書に関するヒアリング:	平成 31 年 3 月 11~12 日
企画提案書の審査等:	平成 31 年 3 月 13 日
開札及び落札予定者の決定:	平成 31 年 3 月 14 日
落札者の決定:	平成 31 年 3 月下旬

契約締結：

平成 31 年 4 月 1 日

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

① 提案書類（別紙 2）

総合評価のための業務の具体的な方法及びその質の確保等に関する書類（8 部）

② 入札書

入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内のすべての本業務に対する報酬の総額の 108 分の 100 に相当する金額）を記載した書類

③ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限り。

④ 競争参加資格審査結果通知書の写し

平成 31・32・33 年度における環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」について「A」、「B」又は「C」等級に格付され、競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し。

⑤ 法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

(3) 開札に当たっての留意事項

① 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

② 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。

③ 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

④ 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

⑤ 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

⑥ 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、提案書による評価（技術評価）と入札価格に対する評価（価格評価）を総合した評価による方式（総合評価方式）によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は「評価項目一覧表」（別紙 3）のとおりであり、その評価は環境省内に設置する評価委員会において行うものとする。

(1) 落札者を決定するための評価基準

① 技術評価点 (合計 200 点)

技術評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に添って実行可能なものであるか (必須項目審査：基礎点)、また、効果的なものであるか (加点項目審査：加点) について行い、基礎点と加点の合計点を技術評価点とする。

(ア) 必須項目審査 (基礎点：65 点)

「評価項目一覧表」(別紙3)の必須項目について審査を行い、そのすべてを満たしている提案には基礎点 65 点を与え、その1つでも満たしていない場合は失格とする。

(イ) 加点項目審査 (加点：135 点)

「評価項目一覧表」(別紙4)の項目のうち加点の対象とされている項目について審査を行い、効果的な取組となっている項目について、同表の基準により加点を付与する。

② 入札価格点 (点数 100 点)

入札価格に対する評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、価格点の配分は 100 点とする。

入札価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

(2) 落札者の決定

- ① 上記3.の入札参加資格及び上記5.(1)①(ア)の必須項目をすべて満たし、入札参加者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札参加者の申込みに係る上記5.(1)②の入札価格に対する得点と、5.(1)①の技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値(総合評価点)の最も高い者をもって落札者とする。
- ② 開札後、落札者となるべき者が「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」における、警察庁への意見聴取の結果、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から第9号までのいずれかに該当すると認められる場合には、当該落札者となるべき者の入札を無効とする。
また、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が高い者を落札者とすることがある。
- ③ 落札者となるべき者が2者以上あるときには、直ちに入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ⑤ 環境省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額等について公表するものとする。
- ⑥ 再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない場合には、

本業務を環境省が自ら実施すること等ができる。この場合において、環境省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙4のとおり。

7. 民間事業者が、使用できる国有財産に関する事項

資料の閲覧

前項6「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、企業版2℃目標ネットワークの勉強会資料等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、環境省は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 実績及び状況報告

本業務が適正に履行されていることを確認するため、民間事業者は、本業務の完了後に別紙1の記載のとおり報告書を提出するとともに、下記①及び②の報告を環境省に行うものとする。また、別途、環境省の必要に応じて報告等を求められた場合は、適宜対応するものとする。

- ① 民間事業者は本業務に関して、環境省に寄せられたクレームや問い合わせについて、環境省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。
- ② 民間事業者は本業務に係る不意の事故等については、迅速に対応すると同時に速やかに環境省に報告しなければならない。
- ③ 本業務に係る検査は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて、契約書及び仕様書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(2) 調査

環境省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、本業務の実施の状況若しくはその帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする環境省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

環境省は、本業務を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止又は廃止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、環境省の承認を受けなければならない。

② 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

③ 再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、本契約締結後（イ）の提案書に基づき、又はやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で環境省の承認を受けなければならない。

(エ) 上記（イ）及び（ウ）により、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。また、再委託先については、民間事業者と同等の義務を負わせるものとする。

④ 談合等の不正行為に係る違約金等

(ア) 民間事業者は、次の各号の一に該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として環境省が指定する期日までに支払わなければならない。

a 本契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

b 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「民間事業者等」という。）に対して行われたときは、民間事業者等に対する命令で確定したものをいい、民間事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

c 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、

公正取引委員会が民間事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

d 本契約に関し、民間事業者(民間事業者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは独占禁止法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(イ) 前項の規定は、環境省に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、環境省がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(ウ) 民間事業者は、本契約に関して、上記(ア)の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を環境省に提出しなければならない。

⑤ 債権債務の譲渡の禁止

民間事業者は、本業務の実施により生じる権利又は義務の全部若しくは一部を環境省の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつてこの限りではない。

⑥ 秘密の保持

民間事業者は、本業務の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、環境省に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 知り得た際、既に公知となっている事項

(イ) 知り得た後、民間事業者の責に帰すべき事由によらず刊行物その他により公知となった事項

(ウ) 知り得た時点で、既に民間事業者が自ら所有していたことを書面で証明できる事項

⑦ 個人情報の取扱い

(ア) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

(イ) 民間事業者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に環境省の承認を受けた場合は、この限りではない。

a 環境省から預託を受けた個人情報を第三者(再委託する場合における再委託先を含む。)に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

b 環境省から預託を受けた個人情報を本業務の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

(ウ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(エ) 環境省は、必要があると認めるときは、職員又は環境省の指定する者に民間事業者の事務所及びその他の業務実施場所等において、環境省が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、民間事業者に対して必要な指示をすることができる。

(オ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報を本業務の完了、廃止又は解除をした後に速やかに環境省に返還しなければならない。ただし、環境省が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(カ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他違反

等が発生したときは、環境省に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(キ) 上記(ア)及び(イ)の規定については、本業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

⑧ 属性要件に基づく契約解除

環境省は、民間事業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(ア) 民間事業者の責に帰する事由により、民間事業者がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき

(イ) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑨ 行為要件に基づく契約解除

環境省は、民間事業者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

⑩ 再委任契約等に関する契約解除

(ア) 民間事業者は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに民間事業者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が⑧の(イ)から(オ)まで又は⑨の解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

(イ) 環境省は、民間事業者が、再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなく本契約を解除することができる。

⑪ 契約解除時の取扱い

(ア) 環境省は、上記⑧から⑩の規定により本契約を解除した場合は、これにより民間事業者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(イ) 民間事業者は、環境省が上記⑧から⑩の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として環境省が指定する期間内に支払わなければならない。

(ウ) 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、環境省は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

⑫ 契約内容の変更

環境省及び民間事業者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ただし、環境省は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

(ア) 本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

(イ) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(ウ) 上記（ア）及び（イ）のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

⑬ 業務の引継ぎ

(ア) 現行の事業者からの引継ぎ

環境省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる。

(イ) 本業務終了の際の引継ぎ

環境省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、本業務を受注した民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者の負担となる。

⑭ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と環境省が協議するものとする。

9. 民間事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 環境省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、環境省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当

該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存する場合は、環境省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

- (2) 民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は環境省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスの評価(法第7条第8項に規定する評価)に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

環境省は、総務大臣が行う評価の時期(平成32年5月頃を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成32年3月末時点における状況を調査するものとする。

(2) 意見聴取

環境省は、本業務の実施状況の調査を行うに当たり、民間事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(3) 実施状況等の提出

環境省は、平成32年4月を目途として、本業務の実施状況等を総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

環境省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 環境省の監督体制

本業務に係る監督は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

(3) 主な民間事業者の責務等

- ① 本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第54条の規定により、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは正当な理由なく、指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

⑤ 民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査に応じ、同院から直接又は環境省を通じて、資料若しくは報告等の提出の求めを受け、又は質問等の求めを受けた場合、これに応じなければならない。

平成 31 年度 企業の中長期排出削減目標設定支援事業等委託業務仕様書

1. 業務の目的

パリ協定において、企業等の非政府主体における排出削減が求められたことを契機に、国際企業は SBT (Science Based Targets) ¹や RE100²等の国際イニシアティブへのコミットを続々表明しており、企業はサプライチェーン全体での削減取組み、脱炭素経営を行うことが求められるようになってきている。

環境省では、平成 29 年度から企業における中長期的なサプライチェーン全体の削減目標設定を促進、支援している。現在、日本企業における SBT 認定取得社は 33 社であり、これを 2020 年までに 100 社に拡大すべく、引き続き支援を行う必要がある。

また、RE100 も、パリ協定以降、参加する企業の数伸ばしており平成 30 年度時点で参加する企業は世界で 154 社、日本では 13 社となっており、環境省は 2020 年までに RE100 参加企業を 50 社とする目標を目指しているところである。

本委託業務では、SBT や RE100 等の企業の中長期的な脱炭素目標、再エネ導入の目標設定の取組みを支援するため、SBT や RE100 についての基礎的な説明資料や、フォーラムの開催を通して先進的な取組みを行う企業等について普及啓発、脱炭素経営を行う企業や再エネ関連企業とで情報協を行うネットワークの運営等を行うものである。

また、SBT や RE100 は、大企業を対象にしたイニシアティブであり、日本において大多数を占める中小企業等にとって参加する難度が高いため、中小企業等でも参加することができる仕組みについて検討、構築を進めるものである。

本委託業務は、全て環境省担当官と協議しつつ実施するものとし、また、環境省等の他の関連事業と密接に連携・協力しつつ実施すること。また、企業の脱炭素経営を促すために有効なアプローチの考え方・創意工夫点を提案すること。なお、SBT や RE100 に関する基礎情報を WEB サイト「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」(以下「GVC プラットフォーム」)に掲載されているため、これらを参照しつつ提案及び業務を実施すること。

(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html)

2. 業務の内容

2-1. SBT や RE100 等の基礎的な説明資料の作成、更新の支援

(1) SBT や RE100 等の基礎的な説明資料の作成、更新の支援

企業等に SBT、RE100 等に関する以下に掲げる基礎的な情報を収集し、分かりやすく説明した日本語の資料を作成し、1 か月に 2 回程度を目安に、情報を更新する。(最新の資料については「別添 1」を参照。)資料はパワーポイントで作成し、スライドマスターについて「平成 30 年度 脱炭素社会形成行動の主流化推進事業委託業務」のもの(「別添 2」を参照。)を参考にし、平仄を取るようにすること。また、CDP³や SBT が作成した資料に

1 「科学と整合した目標設定」。産業革命時期比の気温上昇を「2℃未満」にするために、気候科学 (IPCC) に整合した目標を設定している企業を認定する取組。

2 「再エネ 100%宣言」。2014 年に結成した「事業運営を 100%再生可能エネルギーで調達すること」を目指す企業連合。

3 機関投資家と連携し、企業に対して気候変動への戦略や具体的な温室効果ガスの排出量に関する公表を求める国際 NGO。

関しては、頻出の固有名詞等を和訳する際に、略語が統一されるよう和訳のルールを定めること。これまでこれらの国際イニシアチブに参加していない企業にも関心を持ってもらえるようなコンテンツを必要最低限かつ効果的に盛り込むとともに、見やすさ・分かりやすさ・デザインには特に配慮すること。作成、更新する資料は下記のような資料を想定している。

<想定する資料の内容>

- ・ SBT の目標設定の考え方、運営機関、認定基準、認定手続き、認定を取得、コミットしている日本企業などについてまとめた概要資料(パワーポイント 10 枚程度)
- ・ SBT を設定することのメリット、認定基準詳細、認定事例の他、SBT を取入れた環境経営の例などをまとめた詳細資料(パワーポイント 170 枚程度)
- ・ SBT の認定取得企業、コミットメント企業、RE100 企業を業種別に分類した資料(パワーポイント 10 枚程度)
- ・ RE100 の認定要件や参加企業の状況等をまとめた概要資料(パワーポイント 10 枚程度)
- ・ RE100 に関する解説をはじめ、RE100 に取組む理由、再エネ電力の調達手法、認定事例などをまとめた詳細資料(パワーポイント 50 枚程度)
- ・ SBT、RE100 等の各国別の企業数の資料等(パワーポイント 10 枚程度)
- ・ SBT、RE100 等の設定ルール、WMB³事務局発表資料等の和訳資料(英→日 100 頁程度を想定)。
- ・ SBT 取組事例として GVC プラットフォームの「SBT (企業版 2°C 目標) 取組事例」に掲載している各社の 2019 年度の取組についての資料。(更新を各社に依頼し、更新版資料を取得すること。)

なお、上記の資料は GVC プラットフォームでの掲載を想定しているため、資料の更新を行った場合は、更新を「平成 31 年度 サプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業等委託業務」で、GVC プラットフォームの WEB サイトの点検、更新を行う事業者及び環境省担当官に更新データを送付すること。

2-2. SBT や RE100 等の企業向け大規模公開フォーラムの開催

(1) 脱炭素経営フォーラムの開催

SBT や RE100 への取組目標を策定している、または策定意欲のある企業を対象とし脱炭素化に向けた世界及び我が国の最新動向について理解を深め、取組の進捗状況の共有、課題の整理、情報交換を行うためのフォーラムを環境省主催で開催するため、下記の事務手続きを行い、支援すること。(過去に開催したフォーラムは別添 4 または環境省 youtube で公開している動画を参照 <https://www.youtube.com/watch?v=1V2Ug0Mva9g>)
フォーラムの回数は 1 回を想定しており、参加人数は 500~600 名程度を想定したう

⁴ 企業や投資家の温暖化対策を推進している国際機関やシンクタンク、NGO 等が構成機関となって運営しているプラットフォーム。

えて、会場手配・機材、同時通訳の手配等の運営に必要な業務を行うこと。フォーラムの開催に際しては、SBT 認定企業、RE100 参加企業などの脱炭素経営で先進的な取り組みを行う企業の経営層やESG 投資に積極的な姿勢を見せる投資家等が登壇することを想定しているが、登壇者の選定は環境省担当官と協議の上決定する。また、登壇者は7名程度とし、講師に対しては旅費及び謝金を支払うこと。なお、旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき支給を行い、講演謝金は8,700 円/時（講演時間は1名当たり1時間程度を想定）を支給すること。講師の選定に当たっては、金融機関・投資家・企業等、業種が重複することのないようにすること。

(2) CDP との共催イベントに係る支援

CDP と環境省が共催する、日本企業における SBT 認定の取得、RE100 加盟や SC 排出量の把握・管理の普及啓発に寄与し、かつ、企業・業種の裾野のさらなる拡大に資するイベントについて、参加人数は400~500名程度を想定したうえで、会場手配・機材、同時通訳の手配及び当日の受付事務の補助を行うこと。共催するイベントは2件を想定。

2-3. 「企業版 2℃目標ネットワーク」の運営等の支援

(1) 企業版 2℃目標ネットワークの運営の支援

企業同士が気候変動対策について対話し、最新情報や課題・解決策を共有できるネットワークについて下記の業務を行い、事務局として環境省の運営を支援すること。具体的には、下記の業務を想定。

・ネットワーク参加への呼びかけ

- ①本業務の過年度事業参加企業（環境省の報道発表資料「Science Based Targets（SBT-企業版 2℃目標）の策定及びサプライチェーン排出量の算定を行う企業の募集結果について」を参照）、
- ②SBT 認定を取得済、コミットメント済もしくは RE100 参加企業、
- ③2-4 の事業に応募するなど、中長期の排出量削減目標設定に意欲がある企業
- ④再省蓄エネの活用意欲がある企業及び再省蓄エネ事業に取り組む企業（再エネ発電事業者、電気事業者、エスコ事業者等）

を呼びかけ対象として想定しており、120社程度の会員数が目標である。

また、呼びかけの際に関心を持ってもらえるようなコンテンツ、運営方法を環境省担当官に提案すること。（現在のネットワークの概要、会員の規模、会員構成については GVC プラットフォームの「企業版 2℃目標ネットワーク」を参照のこと。）

・申請の受付、会員名簿の管理

新規にネットワークへの参加申請があった場合の受付を行うこと。過年度から新たに企業がネットワークに参加した場合は、当該企業の会社名、担当者の氏名、役職、連絡先の情報を過年度事業の名簿に追記し、環境省担当官に報告すること。

- ・会員への連絡

(2)の勉強会の開催情報等、ネットワークに関する情報を会員に連絡すること。

(2) 合同勉強会の開催（3回程度、200人程度）

ネットワーク参加企業による合同勉強会の開催について、環境省の支援を行うこと。

参加人数は200名程度を想定したうえで、日程調整、会場手配(各回3～4時間程度)、機材の手配等の勉強会開催に必要な業務を行うこと(回数は3回を想定)。

合同勉強会では、SBTやRE100、TCFD⁴、ICP⁵などの各社の気候変動対策・長期目標策定状況・再省蓄エネの取組状況について会員企業が発表することを想定しているが、登壇者や勉強会の内容の詳細については、環境省担当官と協議のうえ決定する。このほかに扱うべきテーマがあれば、合同勉強会でアンケートを実施する等、参加企業のニーズの把握に努め、環境省担当官に具体的に提案すること。なお、2-1の業務で収集、整理したSBT・RE100等についての最新動向の情報について取りまとめて、環境省担当官に送付すること。登壇企業発表資料、環境省資料等の勉強会資料等については、印刷、配布するものとする(1回1人につき50枚程度を想定)。

3回の合同勉強会については、下記スケジュールで開催することを想定している。

<スケジュール>

2019年6月～7月 第4回合同勉強会

2019年11～12月末 第5回勉強会

2020年2月末～3月中旬 第6回勉強会

(※注：第1回～第3回勉強会は、2018年度中に開催見込みの予定)

(3) 対外発信

年度内の勉強会での成果及び新規のネットワーク参加企業名はGVCプラットフォームに掲載することを想定しているが、新規に会員が加入した場合又は参加企業が再省蓄エネの取組に係る目標(例：事業運営を〇%再エネで賄う)を設定した場合、環境省担当官に更新版のデータを送付すること。

2-4. 企業等の中長期排出削減目標設定等の支援

以下の支援事業A、Bを用意し、個社別のコンサルテーション支援を行うこととする。公募期間は1カ月程度を想定しているが、その間に積極的に本件を周知すること。また、申請の受付を行い、企業規模・業種・GHG算定レベル等を整理して、環境省担当官が対象企業を選定する際の業務支援を行うこと。

支援の対象企業にはプライバシーに配慮しつつ、公募条件として、支援により得た結果、知見をGVCプラットフォームへの掲載等、本事業の推進に関する協力することを求める予

⁵ 金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース

⁶ インターナルカーボンプライシングの略。組織が内部的に使用する炭素価格のこと。

定であるが、受託者が個社別支援を開始する際にも協力を求めること。加えて、参加企業のうち、前向きに取り組が進む見込みが得られた企業については、2-3(1)の「企業版2℃目標・再省蓄エネネットワーク」に参加するよう促すこと。

A. SBT 認定基準に沿った企業版2℃目標の設定支援

日本企業が2℃目標に基づいた科学的な中長期削減目標を検討・策定できるよう、SBTの認定基準や手法の解説や SBT と認められる水準の目標設定に関して個社別コンサルテーションの支援を行う。なお、個社別コンサルテーション支援対象の企業の中で希望する企業には、scope3 算定に関する考え方や集計の支援を行うこと（過去の実績等は GVC プラットフォームの「SBT（企業版2℃目標）取組事例」を参照。）。個社別支援は20社程度を想定しているが、そのうち scope3 算定の支援を行う企業は5社程度を想定。

選定の結果を問わず、公募へ申し込みを行った企業を対象に合同勉強会を実施し、SBTの認定基準や Scope3 算定に関する考え方について説明会を行うこと。合同勉強会は60～70社程度を想定。個社別支援のための面談は各2回程度（テレビ電話等による会議形式で差し支えない）開催することとする。より合理的かつ効率的な方法があれば、環境省担当官に提案すること。

支援の結果、SBT 認定を受けた場合もしくはコミットした場合、あるいは認定を申請した場合は、環境省に遅滞なく報告することを個社別面談の開始時に周知すること。

<勉強会>

- ・開催場所は、東京23区内を想定。150人収容、4～5時間程度を想定。
- ・日程調整、会場確保、必要機材の手配及び設営撤収。
- ・各種資料の作成（最新動向についての情報収集、資料の分析等含む）。資料内容は SBT の認定基準、手続き目標設定手法や scope3 の概要、算定方法、個社別面談に必要な資料等などパワーポイント400枚程度を想定。
- ・当日配布資料の印刷（一人当たり100枚程度を想定）。

<個社別支援>

- ・各件1名（6～3級）、一社当たり2回程度を想定。
- ・開催場所は、受託者の営業所を想定している。地方に立地する企業であって受託者の営業所を訪問することが困難な企業に対しては、電話、テレビ会議により支援を行うこととする。
- ・各種資料の作成（認定基準についての情報収集、セクター別資料の分析等を含む）

B. 中小企業等の2℃目標の設定、再エネ100%化に向けたコンサルティング

中小企業等のうち、自社の再エネ100%化、中長期の脱炭素目標の策定に関心のある企業等15社に対して個社別のコンサルティング支援を実施する。具体的には以下の業務を想定。

- ・各件1名（6～3級）、一社当たり3回程度を想定

- ・開催場所は、受託者の営業所を想定している。地方に立地する企業であって受託者の営業所を訪問することが困難な場合などは、テレビ電話等による会議形式で差し支えない。
- ・コンサルティング内容は、中小企業の scope1、scope2 の算出についての支援を行ったうえで再エネ導入方法や再エネ 100%化を進めた場合のコスト算出、ロードマップ策定のコンサルティング支援を行う。また、scope1、scope2 について、2℃目標に沿った中長期の削減目標設定の策定支援を行う。

2—5. 国内版 SBT・RE100 の検討

近年、我が国において、国際的な NGO が運営し、民間企業が参加する SBT や RE100 のイニシアティブへの参加企業が増加しており、注目されている。一方でこういった取り組みは企業の中でも一部の大企業を中心とした動きであり、一定規模に達しない中堅・中小企業等は、参加を希望しても参加資格がないことや、参加資格があっても内容の難しさから参加が出来ない状況にある。

・「国内版 SBT・RE100」の設立の検討

中小企業等、SBT や RE100 に参加することが難しい組織でも参加することができる国内版の SBT・RE100 について検討するため、5 名程度からなる有識者検討会を組織する。検討会は最大 3 回程度を想定。受託者は事務局として下記の業務を行うこと。

- －委員の選定及び委嘱（環境省担当官と協議の上決定）。
- －日程調整、会場確保（東京都 23 区内、20 人以下、半日程度）、会場の設営撤収。
- －会議資料（各回 50 頁、15 部程度）と議事録等作成。
- －委員に旅費及び謝金を支給する。旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき支給し、謝金は 1 日当たり 17,700 円を支給する。

※初回の検討会には、RE100 の運営に関して知見を有するもの（欧州から 2 名程度）からヒアリングを行うことを想定。旅費は受託者の内部規定に従うものとし、謝金は 1 日当たり 17,700 円を支給する。また、同時通訳の手配も行うこと。

3. 業務全般に係る実施プロセス・実施体制に関する注意事項

(1) 実施プロセス

①業務の進捗管理

業務の進捗管理（環境省に時間的余裕をもって説明し納期内に了解を得ることを含む）は委託先の責任であることを十分認識し、その前提で、合理的なスケジュールの作成管理、環境省等との連絡調整を行うこと。環境省から、作業状況についての確認（リマインド）の連絡を入れることが必要となる事態を生じさせないこと。

②資料の作成・管理における留意事項

□環境省への資料の提出は、ファイルに紛れが生じないように、分かりやすくファイル名

を付するとともに、適切な方法で提出し、当省側にファイル管理の負荷を必要以上にかけることがないようにすること。

- 環境省と受託者との連絡調整がサブスタンス（及び進め方）に100%集中できる環境を整えること。具体的には、資料の見やすさ（フォントの大きさ、様式）、日本語としての読みやすさ、数字の正確さなどの最低限度絶対に満たすべき調査結果資料の質の確保については、100%受託者において確保されるべきものであることを自覚し、環境省にこれら諸点についてのネガティブチェックの負荷を一切発生させないこと。そのために、（2）において定める3人や作業当事者とは別に（上記3人や作業当事者の自己チェックに限界があるため）、これらの観点からのネガティブチェックができる職員を十分に確保すること。

（2）実施体制

- ・受託者は、業務の進捗状況全体を把握し、業務支援担当者を総括するための責任者として、業務総括担当者を2名以上指名すること。同担当者は、原則、すべての契約期間を通じて同一の者であること。
- ・契約期間における総労働時間の2分の1以上を本業務に従事する職員を3人以上確保し、契約期間中、環境省担当官との業務内容の打合せ等に当たっては、原則として当該3人のうち2人以上は最低限出席できるような体制を作ること。また、打ち合わせと同時並行で資料を修正または修正点を整理し、必要な関係者（受託者内担当者含む）に迅速かつ適切に連絡ができるようにすること。

4. 業務履行期限

平成32年（2020年）3月31日まで

5. 成果物

報告書 9部（A4判400頁程度を想定）

※原典、根拠資料、グラフの生エクセル等のファイルをすべてまとめて、パワーポイント本体と紐づけて1対1対応で確認できる状態に整理したものを、併せて提出すること。

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2式

報告書の仕様及び記載事項は、別添によること。

提出期限：平成32年（2020年）3月31日（ただし、1月末までに報告書の案を提出し、担当官の指示を仰ぐこと）

提出場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課

6. 著作権等の扱い

（1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。

（2）受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使し

ないものとする。

(3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされる時又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」（総務省）及び国際規格である ISO/IEC 40500:2012「ウェブ・コ

ンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0」に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「Web サイトガイド：(日本語版・英語版・政策目的別・子供向け)」に基づくこと。

また、上記各ガイドラインは以下の URL において公開している。

(参考) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016 年版)」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

(参考) 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0」

<http://waic.jp/docs/wcag2/>

(参考) 「Web サイトガイド：(日本語版・英語版・政策目的別・子供向け)」

<https://cio.go.jp/node/2322> (2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」及び受注後に提供される「環境省ホームページ対応基準書」に基づくこと。

また、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下の URL において公開している。

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、最新閣議決定の「環境物品等の調達に関する基本方針」の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成 30 年 2 月 9 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 210 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 211 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集 (EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力半角で行い、全角文字や全角スペースは使用し

ないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" ”」、「`」`」→「'」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 SP1 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

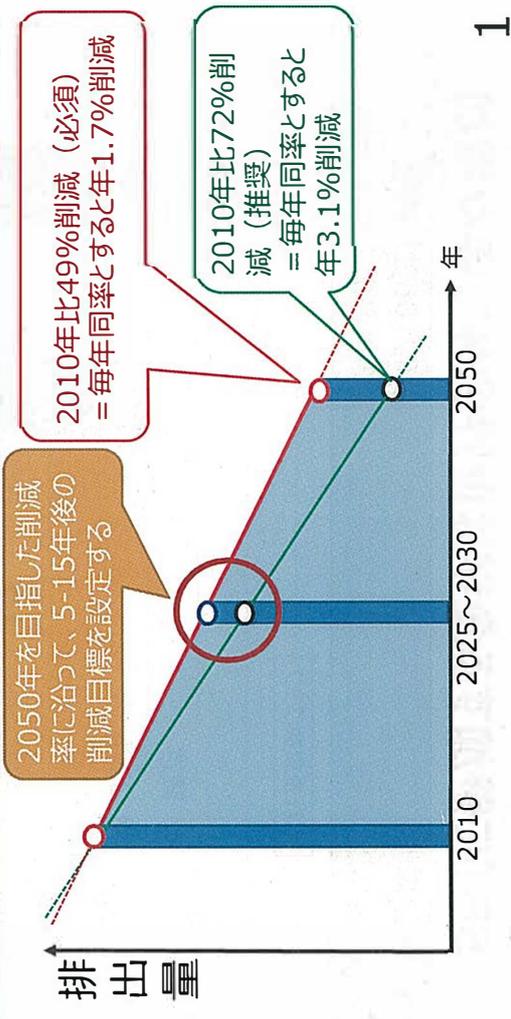
(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

SBTのイメージ

■ 2050年に49～72%削減を目安として、2025年～30年頃の目標を設定するもの。



1

SBT (企業版2°C目標) の手続きと認定基準

■ 企業の削減目標が2°C目標と整合し、妥当性があることを認定。

- ①【任意】Commitment Letterを事務局に提出
 - ・2年以内にSBT設定するという宣言をし、SBT事務局、CDP、WMBのウェブサイトにて公表
- ②目標を設定し、SBT認定を申請
 - ・Target Submission Formを事務局に提出
- ③SBT事務局による目標の認定、認定した場合は公表
 - 目標年：公式提出時から5年以上先、15年以内の目標
 - 基準年：最新のデータが得られる年で設定することを推奨
 - 対象範囲：自社排出すべて、Scope3 (サプライチェーンの他社排出) が Scope1～3の合計の40%を超える場合には、目標設定が必要。
 - 目標レベル：以下のIPCCシナリオに沿った、削減カーブを描くこと。
 2010年比2050年49%削減 (必須) = 年1.7%削減
 2010年比2050年72%削減 (推奨) = 年3.1%削減
- ④進捗状況を年一回報告開示、定期的に目標の妥当性確認
 - ・大きな変化が生じた場合は必要に応じて目標を再設定 (少なくとも5年に1度は再評価)

2

SBT (企業版2°C目標) の設立・運営機関

- SBTはWe Mean Business(WMB)の取組の一つとして実施。
- WMBの主な取組としてCDP等のWMB構成機関が設立運営。

3

SBT認定取得済は世界で146社、日本は30社

2018年10月23日現在

- 世界的には食品製造業が、日本では電気機器の製造企業が最も多い。
- 日本の30社はアメリカの35社に次ぐ世界2位 (次いでイギリス11社、フランス10社)。

すでに認定を受けている日本企業30社の一覧

- ※業種内五十番順
- 建設業：住友林業、積水ハウス、大和ハウス工業、戸田建設、LIXILグループ
 - 食品業：アサヒグループホールディングス、キリンホールディングス、サントリー食品インターナショナル、サントリーホールディングス
 - 化学：住友化学、積水化学工業、エニ・チャーム
 - 医薬品：第一三共
 - 機械：コマツ、ナブテスコ
 - 電気機器：コニカミノルタ、ソニー、パナソニック、富士通、富士アイルムホールディングス、ブラザー工業、リコー
 - その他製品：アシックス
 - 印刷：大日本印刷
 - 海運業：川崎汽船、日本郵船
 - 情報・通信業：野村総合研究所
 - 小売：アスクル、丸井グループ
 - サービス業：電通

※下線付の企業は環境省SBT策定支援事業参加企業 (2017年度)
 ※なお、金融の業種に該当する企業は、SBT事務局において業種別の認定基準を検討中であるため、認定が行われていない。
 【出所】Science Based Targetsホー・ムページ Companies Take Action (<http://sciencebasedtargets.org/companies-taking-action/>) より作成
 業種分類は事務局が日本環境産業界分類等に当てはめ作成

4

RE100 (再エネ100%の事業運営) の概要

2018年10月23日現在

- 2014年に結成した事業を100%再エネで賄うことを目指す企業連合。
- 参加企業は世界で154社、日本は13社。
- We Mean Businessの一部として、CDPとのパートナーシップのもとThe Climate Groupが運営。
- 地域パートナーとして「日本：Japan-CLP、CDPジャパン」「米：REBA(Renewable Energy Buyers Alliance)」「印：Corporate Renewable PPAフォーラム(WBCSD)」と提携。



9

RE100の認定要件

- RE100の参加には、以下の要件を満たす必要がある。
- 下記に示す日本語の参加基準は、RE100の日本の窓口であるJapan-CLPが作成し発表したものである。

<p>認定要件</p>	<p>① 『日本の再エネ普及目標の向上』及び、『企業が直接再エネを利用できる透明性ある市場の整備』に関する、責任ある政策関与と公的な要請を積極的に行うことに合意すること。</p> <p>※上記要件は中間目標の必須（下記参照）を推奨に緩和する代替要件として、日本企業向けに設定</p> <p>② 期限を切った再エネ100%化目標の設定と公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遅くとも2050年までに、100%を達成する目標とすること ・ 以下を参照した中間目標を設けることを推奨 <ul style="list-style-type: none"> 2020年 30%、2030年 60%、2040年 90%
<p>進捗報告</p>	<p>■ 進捗報告は毎年、所定フォーマットにて行う（CDP質問書の所定欄回答で代替可）</p>

出所) RE100申込書(Membership form Japan), RE100ホームページ, <http://there100.org/>, RE100年次レポート2017, https://www.theclimategroup.org/sites/default/files/re100_annual_report.pdf (いずれも2018.5.31時点), RE100の加盟条件 (https://www.japan-clp.jp/images/pdf/Summury_RE100_Joining_Criteria.pdf) を基に作成

11

RE100の対象企業

- RE100の参加には、以下の要件を満たす必要がある。
- 下記に示す日本語の参加基準は、RE100の日本の窓口であるJapan-CLPが作成し発表したものである。

<p>対象企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下のいずれか1つ以上に該当する「影響力のある」企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル又は国内で認知度・信頼度が高い ・ 主要な多国籍企業（フォーチュン1000又はそれに相当） ・ 電力消費量が大きい（100GWh以上） ▶ 特例として現在、日本企業は10GWh以上に緩和されている ・ RE100の目的に寄与する、何らかの特徴と影響力を有する ▶ 基本的にグループで加盟。（但し、親会社と明確に分離したブランド、1TWh以上の消費電力量を満たす場合、例外的に子会社での加盟可能。）
<p>参加費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員クラスをGold（\$15,000）：特典はイベント登壇機会など）、Basic（\$3,500）から選択

出所) RE100申込書(Membership form Japan), RE100ホームページ, <http://there100.org/>, RE100年次レポート2017, https://www.theclimategroup.org/sites/default/files/re100_annual_report.pdf (いずれも2018.5.31時点), RE100の加盟条件 (https://www.japan-clp.jp/images/pdf/Summury_RE100_Joining_Criteria.pdf) を基に作成

10

再エネ電力の定義・調達手法

- 再エネ電力の調達手法としては以下の6手法に分類。

■ 定義

再エネ電力

太陽光（熱）、風力、水力、バイオマス（バイオガスも含む）、地熱

■ 調達手法

自家発電

1. 企業が保有する発電設備による発電

購入電力

2. 企業の敷地内に設置した他社が保有する設備からの電力購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外に設置した発電設備から系統を経由して直接調達
5. 電力小売との契約（再エネ由来電力メニュー）
6. 再エネ電力証書の購入※

※購入することで再エネを利用したとみなすことができる。電力と切り離された証書の利用。ただし、購買者と同じ電力市場内の再エネ電力発電設備による証書であることが必要。
[出所)RE100 Technical Criteria(<http://media.wirbcn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>)より作成]

12

RE100に参加している世界企業の取組

RE100参加企業（世界）のうち売上高上位10社の企業の取組。

参加企業	本部	再エネ100%達成目標年	達成進捗		アプローチ
			2016年	2015年	
Wal-mart Stores, Inc.	米国	2050年	26%	-	米国内店舗のオンサイト太陽光発電の設置 など [出所] Sustainable Japan https://sustainablejapan.jp/2016/04/23/walmart-project-signation-2016-03-16/
Apple	米国	2050年	93%	93%	世界各地で地域社会、地方団体と協力して再エネプロジェクトを推進 [出所] Apple HP https://www.apple.com/jp/newsroom/2018/04/apple-now-globally-powered-by-100-percent-renewable-energy/
General Motors	米国	2050年	3%	1%	世界59箇所に保有する全事業所で利用するエネルギーを再エネ由来の電力で賄う。再エネ発電所の設備導入も125MW近く [出所] https://www.gm.com/news/2018/04/03/gm-renewable-energy
AXA Group	フランス	2025年	53%	-	スイスでのオンサイト太陽光発電 など
JP Morgan Chase & Co.	米国	2020年	11%	-	自社店舗1,400か所と商業ビル40か所に太陽光発電を導入 20年間の長期PPPAを締結 など [出所] Sustainable Japan https://sustainablejapan.jp/2017/11/18/wells-fargo-100-percent-renewable-27898
BMW Group	ドイツ	2020年	67%	42%	カリフォルニア自社工場の電力需要の30%を賄う風力タービンを4基建設など
Wells Fargo & Co.	米国	2017年	5%	23%	オンサイト太陽光発電やグリーン電力証書の購入 など [出所] Sustainable Japan https://sustainablejapan.jp/2017/11/18/wells-fargo-100-percent-renewable-27898
Bank of America	米国	2020年	64%	0.2%	風力発電会社や太陽光発電会社との長期契約 [出所] Bloomberg 2017年7月7日 https://www.bloomberg.com/news/articles/2017-07-06/bofa-locks-115m-solar
Nestlé	スイス	-	13%	8%	カリフォルニア自社工場の電力需要の30%を賄う風力タービンの購入など
Microsoft	米国	2014年	100%	100%	キー風力発電プロジェクト（ラキラス州、110MW）からの電力購入など [出所] RE100R-ムーブ http://there100.org/ , RE100 Progress and Insights Report, Fortune Global 500 2017を基に作成

13

RE100に参加している日本企業の取組 (1/2)

2018年10月23日現在

RE100参加企業（日本）の取組。

参加企業	再エネ100%達成目標年	達成進捗		アプローチ	出所
		2016年	2015年		
リコー	2050年	15%	-	環境事業開発センター（御殿場市）に1.100MMWhの太陽光パネルを導入、マイクログリッド発電の活用化、木質バイオエナジーボイラーの導入など	環境事業開発センター2017年6月10日

脱炭素資料作成 マニュアル ガイドライン

Ver. 3.03

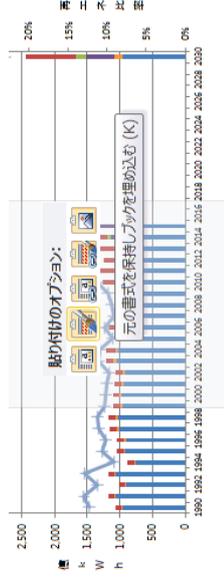
2018.11.08

資料作成の注意点 (2)

- エクセルで作成したグラフや図、表は編集可能な形式でPPTへ貼ること。
- 元資料が画像の場合は、画像にテキストを被せて文字を読めるようにする。

グラフや図・表の
貼り方

- **エクセルで作成したグラフ、図、表などは全て編集可能な形式でPPTへ貼る**
- 具体的には、以下を参照。
 - グラフの場合:「元の書式を保持しブックを埋め込む」などを選択
 - 表や図の場合:「元の書式を保持」等
- **元資料が画像の場合は必要に応じて作成し直す**。画像にテキストを被せるなど、基本的には文字が読める状態に出来れば良い。
- **判断が難しい場合は横に「要相談」と記載する**



資料作成の注意点 (1)

- 単位については、k(キロ)、億・兆等を使うこと。
- Mtoe、MJなどが使われているが、これも換算すること。

単位

- **単位は「億」・「兆」等、和算単位で統一。百万、十億等の西洋単位は使用しない**
- **電力量等に使用する単位は「k (キロ)」で統一。M、G、T(メガ・ギガ・テラ)は使用しない**
 - 例: 〇…〇億kWh X…GWh
- エネルギの単位としては、Mtoe、MJなど様々なものが使われているが、特別な指示がある場合を除き、k、億へ換算すること。また、電気の場合はkWhで統一。
- 年、年度は原則として西暦 (固有名詞に含まれる場合は和暦も可)
- 資料を参照する際は元の数値から、k、億への換算時に計算ミスをしていないか十分に確認すること

資料作成の注意点 (3)

- トップラインメッセージは可能な限り文字数を少なくすること。
- 事実や明示的な内容を記載する。

トップライン
メッセージ

- トップラインメッセージは、**可能な限り文字数を少なく**することを意識
 - 体言止め
 - タイトルに「温室効果ガス」と書かれている場合はメッセージでは、単に「排出量」などとする
 - 推察や考えの記載は避け、データや図から読み取れる事実や明示的な内容を記載する
- ただし、**メッセージの時制**(過去に起きたこと・現在のこと・未来に起きること)がわかりにくくなる場合は、**明確に時制がわかるように**記載する
- タイトル、図表等をふまえ、このシートで伝えるべきメッセージは何か検討する

資料作成の注意点 (4)

- エネルギー種別のグラフを作成する際は環境省既存資料と統一すること。
- 基本形以外は「電力部門の地球温暖化対策に関する基礎資料集」を参照。

エネルギー種別の
グラフ作成

- エネルギー種別のグラフを作成する際、各エネルギーのグラフ色は、以下に示した**環境省の既存資料と統一**する。
 - ▶ 基本的にはエクセルのデフォルトカラー
 - ▶ ただしエネルギー種の順番に留意
 - ▶ 「太陽光/風力など」の場合は前にある色を使用
- その他石炭のみの資料を作成する際は、環境省が別途委託している「電力部門の地球温暖化対策に関する基礎資料集」を参照

石炭	石油	ガス	火力	原子力	水力	地熱	バイオマス	風力	太陽光	太陽熱	再エネ	その他	その他2
79	192	155	255	128	75	247	149	218	196	255	0	255	148
189	80	187	204	100	172	150	179	150	215	192	128	204	138
129	77	89	153	168	198	70	215	148	155	0	0	255	84

5

資料作成の注意点 (6)

- 引用・利用した資料については、必ずページ数まで記載すること。
- 外国語の資料については、全て和訳を併記すること。

引用記載
その2

- 発行元名や資料名などについて、**その内容が把握しづらい場合は、説明をノートに記載**
 - ▶ 記載例・・・Global Cleantech 100 (大手リサーチ会社のグリーンテック・グループが選定した今後5～10年間で市場に多大な影響を与える可能性が最も高い、主要な証券取引所に上場されていないウーリーン技術企業100社のリスト)

30 / 51 ページ

7

資料作成の注意点 (5)

- 引用・利用した資料については、必ずページ数まで記載すること。
- 外国語の資料については、全て和訳を併記すること。

引用記載
その1

- 資料を引用した際には、**資料ごとに「発行元名」「資料名」「バージョン」「ページ数」は必ず明記**
- **Web siteはURLと参照日時を明記**
- **外国語の資料については、全て和訳をノートへ記載。ただし、付属文書については本文文書名までを和訳**
 - ▶ 記載例1・・・出所：IEA (International Energy Agency, 国際エネルギー機関), World Energy Investment 2016 (世界エネルギー投資), 3ページ
 - ▶ 記載例2・・・UNFCCC (United Nations Framework Convention on Climate Change, 気候変動に関する国際連合枠組条約), European Union Second Biennial Reports (EU BR2:第2回隔年報告書) common tabular format submission workbook, 2015年12月17日提出, 2～4ページ

6

資料作成の注意点 (7)

- 出所とする資料は原典を探ること。
- 使用した資料については、別途、当該部分のみをファイル保存すること。

原典確認ルール
引用資料の保存

- 論文、Web siteなど資料の種類に応じて、適切に記載すること。**孫引きは基本禁止**。詳細は「資料利用・引用ガイドライン」を参照
- **引用した資料については、当該部分を別途、保存(成果物の参考資料として納品)して**、引用部分がわかるようにマーカー、囲みなどで印をつける (PDF編集ソフトが無い場合はSLへ相談)
 - ▶ 印刷物はスキャンしてPDFにすること
 - ▶ 作成したエクセル等を使用しているタブがわかるようにすること

8

資料作成の注意点 (8)

- 引用した資料については、基本的に発行元と資料名は和訳すること。
- 資料の内容に応じて、必要な説明・情報を注釈に記載すること。

引用資料の説明

- 海外の資料を引用した際には、全て「発行元名」「資料名」を和訳すること。和訳については和訳リストを参照して確認。無いものは追記する。
 - 他国の組織名などは検索して、和訳した組織名が使われていることを確認すること
 - 付属文書の文書名は和訳不要(本文文書名のみでOK)
- 資料の内容が一見ただけでは理解しづらい、理解にある程度前提知識が必要と判断される場合は、それらの情報について注釈に記載すること
 - 環境省からの指摘で注釈を記載した際には、その指摘事項と記載した内容の概要を資料データベースの「主要変更履歴」へ記載すること

資料作成の注意点 (9)

- ファイル名については、一瞥して内容が把握できるようにすること。

ファイル名

- ファイル名については、**ファイル名から資料内容を類推できる**様に記載すること
- 「ファイル名の命名ルール」比「日本総研側からのアップロード・環境省側でダウンロード」を参考に、例外措置で逸脱する場合は、早期に修正すること
- PPTファイル、生エクセル、原典抜粋ファイルについては、基本的に同じ名前を付けること(関連性を把握できる様にするため)
- 異なる項目について1つのファイルにまとめないこと

9

資料作成の注意点 (10)

- 環境省からの指摘事項について、随時追加されていくため、適宜確認をして資料作成時に留意すること。

小見出し

- 内容に応じて小見出しを使うなど、初見の人が見ても内容を把握しやすくする工夫をすること

折れ線グラフ

- 折れ線グラフの線の太さはデフォルトよりも太くすること(2~3pt程度)。

棒グラフ

- 棒グラフの太さはデフォルトよりもやや太くすること

データラベル

- 主要な年次のデータには、数値・%などデータラベルを記載すること

10

資料作成の注意点 (11)

- 2016年10月11日追加の注意点

主語・因果関係

- **トップラインの文章は、受け身は使わない。主語および因果関係を明確にする。**
- 事実とそこから容易に類推できるもの以外はNG。

ページ番号

- 28ポイントで右下に大きく表示。
- これまでに作成した資料では中央になっているので、これ以降に提出する場合は修正する。

フォントサイズ

- 極力大きくする。文章を短くする、情報量を減らすなどして、シート内全てのフォントサイズを可能な限り大きくする。

11

12

資料作成の注意点 (12)

■ 2017年7月11日追加の注意点

- **タイトルはセンター、文字は大きく(32ポイント)**
 - 最終納品時には、サブリーダーに確認の上、タイトル文頭の数字をつけること。文頭の数字は2段階まで (例1-3)利用可。
 - 同タイトルで複数ページ作成する場合は、(1)(2)(3)…と半角()と数字の連番とすること。
 - 例) 1-3. 名目GDPあたり温室効果ガス排出量(1)
1-3. 名目GDPあたり温室効果ガス排出量(2)
- ※文頭の数字 (上記例だと1-3) が同一の場合はスライド名も必ず一緒にすること。逆に文頭の数字が異なる場合はスライド名も異なるはず。

タイトル

(参考) 形式・表現チェックリスト

■ 表現・形式確認においては、本マニュアルで規定するルールのほか、以下に示した、文章／図表／テキストなどの視点からチェックを行う。

- | | |
|--------|--|
| A 文章 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 意味が分からない／分かりにくい 2. 意味は分かるが文法がおかしい／一般的なではない表現である 3. 文法的に正しいが改善の余地がある 4. 誤字脱字がある 5. 重複表現がある |
| B 図表 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 配置やサイズにズレや歪みがある 2. 色遣いに違和感がある 3. 図形の数が多すぎる／少なすぎる 4. 図形の大きさが大きすぎる／小さすぎる 5. 意味が分からない／伝わりにくい |
| C テキスト | <ol style="list-style-type: none"> 1. フォントが大きすぎる／小さすぎる 2. 下線や太字、赤字を活用すべき 3. 左右寄せや中央寄せなどが不適切 4. 箇条書きが必要 |
| D その他 | <ol style="list-style-type: none"> 1. トップラインと図表の整合性が取れていない 2. シートの主張が分らない 3. 事実確認の可能性がある |

資料作成の注意点 (13)

■ 単位換算はBPの係数を使用(1 ktoe = 11,630,000 kWhは例外)

Approximate conversion factors

Crude oil*	From	To
	tonnes (metric)	barrels
	1 tonne	7.33
	1 kilolitre	6.2898
	1 kilocalorie (kcal)	0.0239
	1 kilojoule (kJ)	0.0239
	1 British thermal unit (Btu)	0.000293
	1 kilowatt-hour (kWh)	3.4121

Units	From	To
	1 metric tonne	= 2204.62lb
	1 kilolitre	= 1.023 short tons
	1 kilocalorie (kcal)	= 6.2898 barrels
	1 kilojoule (kJ)	= 1 cubic metre
	1 British thermal unit (Btu)	= 4.187kJ
	1 kilowatt-hour (kWh)	= 3.968Btu
		= 0.239kcal
		= 0.947Btu
		= 0.252kcal
		= 860kcal
		= 3600kJ
		= 3412Btu

Products	From	To
	tonnes (metric)	US gallons
	1 tonne	247.08
	1 kilolitre	264.17
	1 kilocalorie (kcal)	0.000239
	1 kilojoule (kJ)	0.000239
	1 British thermal unit (Btu)	0.000293
	1 kilowatt-hour (kWh)	3.4121

Units	From	To
	1 metric tonne	= 2204.62lb
	1 kilolitre	= 1.023 short tons
	1 kilocalorie (kcal)	= 6.2898 barrels
	1 kilojoule (kJ)	= 1 cubic metre
	1 British thermal unit (Btu)	= 4.187kJ
	1 kilowatt-hour (kWh)	= 3.968Btu
		= 0.239kcal
		= 0.947Btu
		= 0.252kcal
		= 860kcal
		= 3600kJ
		= 3412Btu

Natural gas (NG) and liquefied natural gas (LNG)	From	To
	billion cubic metres NG	million tonnes oil equivalent
	1 billion cubic metres NG	1.160
	1 billion cubic feet NG	0.028
	1 million tonnes oil equivalent	85.4
	1 billion cubic metres LNG	1.36
	1 billion cubic feet LNG	0.028
	1 million tonnes oil equivalent	85.4

Natural gas (NG) and liquefied natural gas (LNG)	From	To
	billion cubic metres NG	million tonnes oil equivalent
	1 billion cubic metres NG	1.160
	1 billion cubic feet NG	0.028
	1 million tonnes oil equivalent	85.4
	1 billion cubic metres LNG	1.36
	1 billion cubic feet LNG	0.028
	1 million tonnes oil equivalent	85.4

脱炭素資料作成マニュアル・ガイドライン

2. 脱炭素資料作成ガイドライン

文字・図表ルール (1)

資料で用いることのできる文字・数字・図形・表に関するルールは以下の通り。

文字・数字

- 利用可能フォント：全角・半角 共にMeiryo UI
 - 数字・アルファベットは原則として半角フォントを用いる
 - 数字はカンマ(,)を打つ
 - フォントサイズ：場所ごとに規定 (後述)
- 数字等の表記
 - 単位はk (千D) で統一 (M,G,Tは使用しない)
 - 数字は「億」で統一 (百万、十億としない)
 - 年、年度は原則として西暦 (固有名詞に含まれる場合は和暦も可)
- 色：原則として黒 (0,0,0)
 - 赤 (255,0,0) 緑色 (204,255,102) も使用可
 - 文字飾り (太字・斜体・下線) は必要性があれば使用可
- 枠の色：黒 (0,0,0)、赤 (255,0,0)、「5%灰色」～「95%灰色」
 - 枠の太さ：0.75ポイント (デフォルト)
 - 「図形の効果 (影など)」は使用不可
- 線のスタイル：原則として実線・あるは「点線」
- 塗りつぶし色 (規定)：「25%灰色」(221,221,221)、「薄い黄」(255,255,153)、「緑色」(204,255,102)
 - グラフに用いた「5%灰色」～「95%灰色」を使用可
- 色：黒 (0,0,0)、赤 (255,0,0)、「5%灰色」～「95%灰色」
 - 太さ：0.75ポイント (デフォルト)
- 線のスタイル：原則として「実線」
 - 「点線」も使用可
- コネクタの種類：原則として「直線」または「カーブ線」
 - 「曲線」はできるだけ限り使用しない

図形

17

文字・図表ルール (2)

資料で用いることのできる表・グラフに関するルールは以下の通り。

表

- むやみに表形式を使わない
- 文字・数字：「文字・数字」のルールに準ずる
- 枠・塗りつぶし色：「図形」のルールに準ずる
- 利用可能フォント：(全角)「Meiryo UI」・(半角) Meiryo UI
 - 数字・アルファベットは原則として半角フォントを用いる
- フォントサイズ：可能な限り大きく
- 色：黒 (0,0,0)
 - 文字飾り (太字・斜体・下線) は必要性があれば使用可

あ	い
A 1	2
B 3	4

19

(参考) 使用箇所別フォント見本

資料で用いることのできるフォント見本は以下の通り。
ただし、可能な限りフォントサイズは大きくすること。

フォントサイズ	使用箇所	フォント見本
32ポイント	(中巻紙) タイトル (センターに表示) (本文) ページタイトル	Meiryo UI 1234567890
28ポイント	(本文) ページ番号 (右下に表示)	Meiryo UI 1234567890
20ポイント	(本文) トップライン メッセージ	Meiryo UI 1234567890
14ポイント	(目次) 項目タイトル (本文) コネクションエリア	Meiryo UI 1234567890
12ポイント	(本文) コネクションエリア	Meiryo UI 1234567890
10ポイント	(本文) 出所	Meiryo UI 1234567890

18

文字・図表ルール (3)

資料の表記に関わるルールは以下の通り。

文体

- メッセージ・コンテンツは「～だ。」「～である。」に統一 (できるだけ体言止めにする)
- 文の主語、要確認 (簡潔に記載するために主語を省くことも多くなるが、センテンスごとに、動詞に対応する主語が明確であるかどうか、よく確認すること)
- 表現を切り詰める
 - 不要な修飾語を用いない

略称等

- 略称は別途「略称リスト」を参照して使用。
- 略称の変更・追加については、環境省と協議の上、決定する。追加を希望する場合は、「追加候補リスト」へ記載し、サプリーターへ連絡。

出所表示

- 「出所」：XXXXXという形式に統一
 - 「出典」は不可
- 数表 (オブジェクト名 出所) で入れる

20

メッセージ・チャート欄の文章構成の方針

■ メッセージ・チャート欄の文章構成に関する主な方針は以下のとおり。

- 資料最上部のキーメッセージは端的に記載する。
- 階層をうまく利用する。
 - 第1階層
 - 第2階層
 - ✓ 第3階層
- 結論を先に、根拠・例・詳細は後に。



- …の背景は…である。
 - …は…である。根拠は以下の通り。
 - ✓ …は…ではない。
 - ✓ …が…する見込みである。
 - …は…である。具体例を以下に列記する。
 - ✓ ……

■ 読みやすとした結果、1ページあたりの情報量が減り、ページ数が増加しても可。

(参考) 資料引用・転載ガイドライン

■ 資料引用・転載時は以下に注意。

- 他者が作成した著作物を資料に掲載する場合には、転載(使用許諾を得て掲載)あるいは引用(無断で掲載)する。
 - 文化庁の定義による適切な「引用」の要件は以下の通り。
 - 既に公表されている著作物であること
 - 「公正な慣行」に合致すること
 - 報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること
 - 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
 - カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
 - 引用を行う「必然性」があること
 - 「出所の明示」が必要
- 出所: 文化庁 (2010). §8. 著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合 ⑧ ア、「引用」(第32条第1項)
- 基礎資料として、**特定の資料・情報そのもの利用する(主従関係での「主」になる)**場合は、**引用として無断で利用することが出来ない**ことから、利用許諾を得る必要がある。
- 引用元資料の画像を加工せずに貼り付けて、シートの図表部分とすることは原則禁止(本ルールについては2016年9月12日時点で調整中)

資料引用・転載について

- 資料引用・転載時は著作権の取り扱いに十分注意する。
- 日本政府公表資料あるいはオープンデータの資料は二次利用許諾は不要。
- 無断利用できない場合は、二次利用許諾が必要。
- 日本政府公表資料は原則オープンデータになるため、第三者資料の場合は無断引用・転載の可否を確認し、不可の場合は「無断引用・転載禁止」を明示。

資料の所有者	利用許諾不要	利用許諾必要	利用許諾不要
オープンデータ あるいは データ	利用許諾不要	利用許諾必要	利用許諾不要
その他	利用許諾必要	使用許諾必要 加えて当該資料 には「無断引用・ 転載禁止」を記載	禁止
	許可		禁止

無断引用・転載

(参考) 資料引用・転載ガイドライン

■ 資料引用・転載時は以下に注意。

- データのタイトルを明記。
 - 元資料にタイトルが無い場合、あっても不適切な場合は、適当なタイトルを付与する。
- 「出典」「出所」等の表現
 - 「出所に統一」
- 「発行元名」「資料名」「バージョン」「ページ数」は必ず明記。
 - 単行本: 著者名[西暦].『書籍名』出版社.ページ数
 - ✓ (例) 佐和隆光[2000].『計量経済分析の基礎』有斐閣.40~45ページ
 - 論文: 著者名[西暦].『論文名』『掲載紙』巻数.ページ数
 - ✓ (例) 吉野直行[2001].「日本の貯蓄構造について: マル優の効果をめぐって」『季刊現代経済』59巻.12ページ
- ホームページ: 調査日 組織名 ホームページのURL
- ✓ (例) 2009年3月3日 (株) 日本総合研究所 <http://www.jri.co.jp/>

- 編集・加工したデータについては「～を基に環境省作成」と明記。
 - 「地球環境局」「市場メカニズム室」[MOE]等の表現は全て「環境省」に統一する。

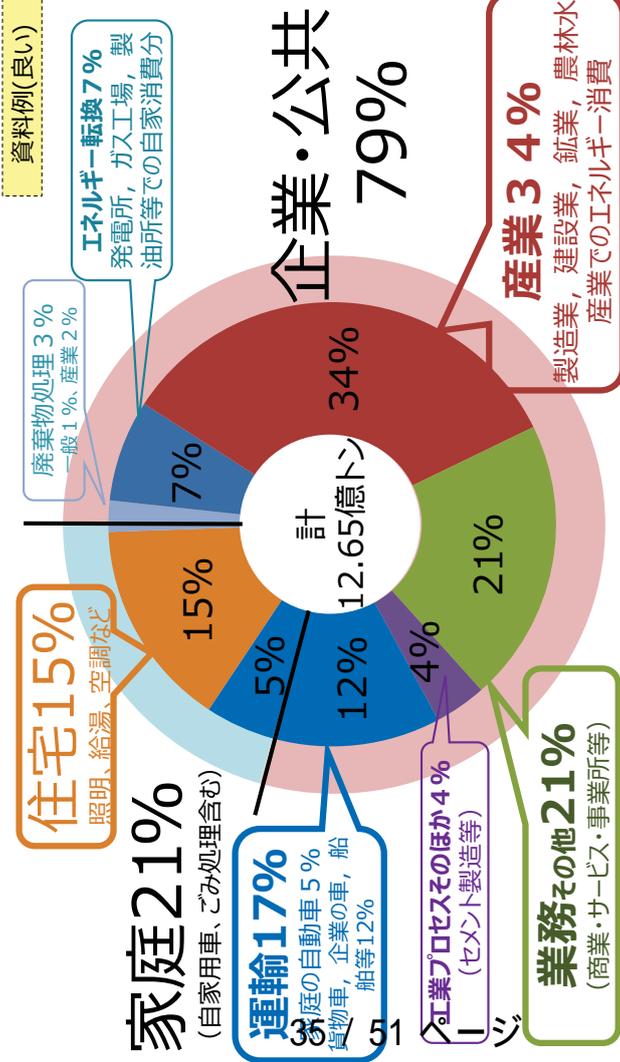
(参考) 資料利用・引用ガイドライン

■ 引用以外で無断利用できるケースは以下の通り(本業務では、ほぼ無いと見込まれる)。

- 一般に周知させることを目的とした転載を禁止する旨の表示がない「行政機関等の名義の下に公表された広報資料等」は、出所を明示すれば、発行機関に無断で転載可能。
- 学術的な性質を有するものでない、政治上、経済上、社会上の時事問題に関する、転載・放送・有線放送を禁止する旨の表示がない、新聞又は雑誌に掲載して発行された論説等も、出所を明示すれば、新聞社等に無断で転載可能。
- 公開して行われた政治上の演説・陳述又は裁判手続きにおける公開の陳述も、同一の著作者のもののみを編集せず、出所を明示すれば、無断で転載可能。
- 以下の項目は著作権法上保護の対象にならないため、無断で転載可能。
 - 公表後70年を経過した映画の著作物 (著作権法第54条)
 - 著作者の死後50年以上経っている著作物 (著作権法第51条)
 - 創作性のない表現 (著作権法第2条第1項第1号)
 - 情報 (データ) その他のもの (判例法)
 - アイディア (判例法)
 - 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道 (著作権法第10条第2項)
 - 解法 (アルゴリズム)、規約 (プロトコル) (著作権法第10条第3項)
 - 憲法その他の法令 (著作権法第13条第1号)
 - 国、地方公共団体の機関又は独立行政法人が発する告示、訓令、通達 (著作権法第13条第2号)
 - 裁判所の判決、決定、命令、審判 (著作権法第13条第3号)

25

CO2排出量の内訳 (電気・熱配分後)



出所 国立環境研究所, 日本の温室効果ガス排出量データ (2014年) 廃棄物の排出および処理状況等 (平成26年度) 4ページ

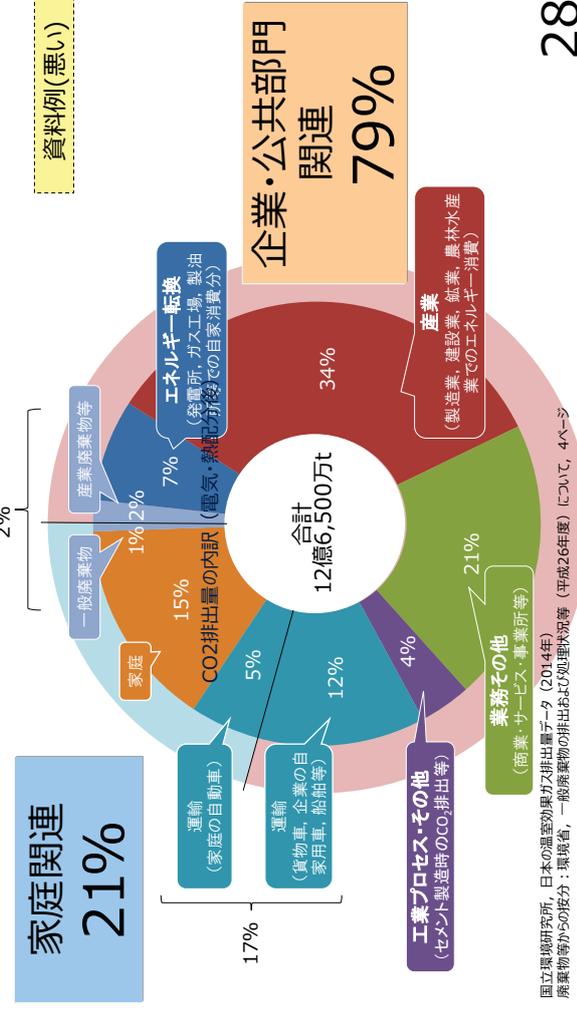
27

脱炭素資料作成マニュアル・ガイドライン

3. 資料作成例

二酸化炭素排出量の内訳 (電気・熱配分後)

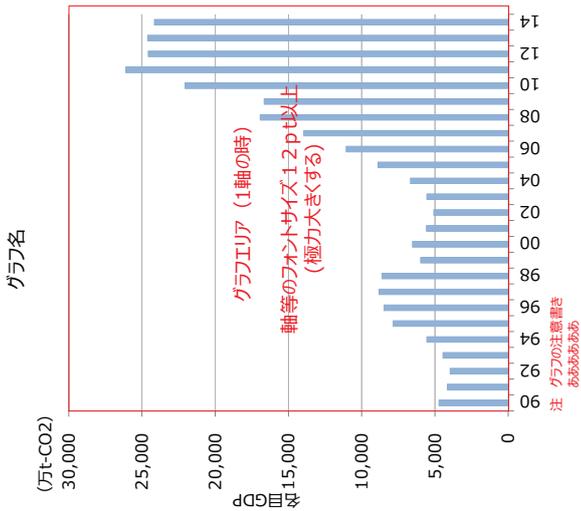
■ 自家用車、一般廃棄物を含め、家庭からの排出は全CO2排出量のうち約2割であり、残る8割は企業や公共部門からの排出である。



出所 国立環境研究所, 日本の温室効果ガス排出量データ (2014年) 廃棄物の排出および処理状況等 (平成26年度) 4ページ

28

温室効果ガス排出量の推移



出所 発行元名 (日本語名称), 資料名 (日本語名), XX年版/年度版, XXページ
 注 (文庫の場合)

41

温室効果ガス排出量の推移

項目	内容
タイプ	基準年からの総排出量削減
基準年	2005年
期間	2025年、2030年
削減目標	・2025年に温室効果ガスの排出量を2005年の水準から37%削減する。 ・2030年に温室効果ガスの排出量を2005年の水準から43%削減する。
対象範囲	(記載なし)
対象ガス	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, SF ₆ , パーフルオロカーボン, 過アッ化炭化水素
計画プロセス	(記載なし)
土地セクターの活用有無	森林実装の強化、アマゾンの違法伐採ゼロへの政策措置、1,200haの植林と森林復元、持続可能な森林システムの強化
国際的な市場メカニズムによる貢献	(記載なし)
公平性・野心	2030年までにエネルギーミックスの18%をバイオ燃料にする 2030年までにエネルギーミックスの18%を再生可能エネルギーにする (水力: 28-33%, 非化石燃料: 少なくとも23%) 2030年までに電力セクターの10%の効率性向上を目指す 低炭素排出農業プログラムの強化、産業界の省エネと低炭素化、都市部の交通・公共交通機関のインフラ改善

出所 発行元名 (日本語名称), 資料名 (日本語名), XX年版/年度版, XXページ
 発行元名 (日本語名称), 資料名 (日本語名), URL (YYYY.MM.DD時点) (WEBサイトの場合)

42

企業版2℃目標フォーラム（第1回）

パリ協定の採択以降、国内で広がりを見せつつあるRE100や環境省企業版2℃目標（SBT）といった環境経営に力を入れている企業・団体が一堂に会し、脱炭素経営の意義や進捗状況、さらなる展開の方向を共有する。また、環境省からも支援、促進の方針を表明し、具体的な支援促進内容を発表する。これらをあわせて大々的に発信することで、興味意欲はあるが迷いのある企業も含めて、官民一体でパリ協定達成に取り組む気を高めるもの。

日時 平成30年 6月 27日（水）14:00-16:00 受付13:30～

会場 中央合同庁舎5号館22階 環境省 第1会議室

共催



環境省

Ministry of the Environment



DISCLOSURE INSIGHT ACTION

ライブ配信 <http://www.youtube.com/kankyosho>

開催発表の報道発表資料 <https://www.env.go.jp/press/105584.html>

プログラム

司会：環境省 飯野 暁、CDP 高瀬 香絵

項目	内容
■ 14:00 -14:15 基調講演	環境省 環境大臣 中川雅治
■ 14:15 -14:39 国際機関・イニシアチブからの応援メッセージ	
PRI（責任投資原則）	議長 マーティン・スキャンケ
CDP Worldwide-Japan	ジャパンディレクター 森澤充世
■ 14:39 -15:18 脱炭素経営を実践している企業、意欲を持つ企業より発表	
日立キャピタル株式会社	営業統括本部副本部長、日本地域担当 環境・エネルギー事業本部長 環境推進委員会担当・執行役常務 安栄香純
アスクル株式会社	CSR・総務統括部長 梶川伸一
鹿島建設株式会社	代表取締役副社長 渥美直紀
積水ハウス株式会社	常務執行役員 環境推進部長 石田建一
大和ハウス工業株式会社	技術本部 環境部長 小山勝弘
日本郵船株式会社	財務グループ 統轄チーム 課長代理 白根佑一
株式会社明電舎	代表取締役 取締役副社長 倉元政道
■ 15:18 -15:34 再省蓄エネ企業からの貢献表明	
自然電力株式会社	代表取締役 長谷川雅也
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社	代表取締役社長 竹内一弘
みんな電力株式会社	代表取締役 大石英司
■ 15:34 -15:56 金融機関・投資家からの応援メッセージ	
第一生命保険株式会社	責任投資推進室長 銭谷美幸
日本生命保険相互会社	クレジット投資部 クレジット投資部長 日原龍
三井住友信託銀行株式会社	経営企画部 サステナビリティ推進室長 後藤文昭
メリルリンチ日本証券株式会社	副会長 林礼子
■ 15:56 -16:00 閉会挨拶	環境省 地球環境局地球温暖化対策課長 松澤裕

登壇企業・登壇者プロフィール

※敬称略



環境省 環境大臣

中川 雅治

昭和44年 大蔵省(現財務)入省
平成14年 環境事務次官
平成29年 環境大臣 内閣府特命担当大臣
(原子力防災) (第3次安倍第3次改造内閣)
環境大臣 内閣府特命担当大臣
(原子力防災) (第4次安倍内閣)

基調講演



国際機関・イニシアチブ

PRI(責任投資原則) 議長
マーティン・スキャンク

PRI理事を務めるマーティン・スキャンク氏は、直近ではTCFDの主要メンバー、また、気候関連リスクに関するノルウェー政府委員会や財務省の副局長や金融政策・財政局長、金融セクターの複数の機関の重要ポストを歴任。



国際機関・イニシアチブ

CDP Worldwide-Japan ジャパンディレクター
森澤 充世

CDP事務局ジャパンディレクター、PRIグローバルネットワーク&アウトリーチ ジャパンヘッドを兼務。シティバンク等で金融機関間決済リスク削減業務に従事後、2006年CDPの世界的拡大に伴い、日本担当としてCDPIに参加する。2010年PRIの日本ネットワーク創設にあたり、日本の責任者として参加する。



脱炭素経営企業

日立キャピタル株式会社 営業統括本部副本部長、日本地域担当 環境・エネルギー事業本部長 環境推進委員会担当・執行役常務 安栄 香純

約100万台の機器を貸与資産として取り扱う金融サービスにとどまらず、環境・エネルギー事業も展開。2017年度にサプライチェーンCO2排出量の把握および企業版2℃目標設定のプロジェクに参画し、さらなる環境貢献を推進しています。



脱炭素経営企業

アスクル株式会社 CSR・総務統括部長
梶川 伸一

2016年に「2030年CO2ゼロチャレンジ」を宣言し、2017年11月には、「RE100」および「EV100」に加盟。その目標をもとにSBT認定を申請済み。



脱炭素経営企業

鹿島建設株式会社 代表取締役副社長
渥美 直紀

鹿島建設では、自社の建設現場から排出されるCO2を、2030年までに2013年度比で30%以上削減することを、新たな中期経営計画の重点項目の1つに位置づけ、自社の約1500の全ての現場で、エネルギー消費量の見える化と削減活動を推進します。



脱炭素経営企業

積水ハウス株式会社 常務執行役員 環境推進部長
石田 建一

2008年に「脱炭素宣言」を行い、この実現を目指し昨年ではゼロエネルギーハウスの比率が76%、累積で35000棟を超え世界一の実績です。さらに昨年はRE100、今年3月にはSBTの認証を受けました。



脱炭素経営企業

大和ハウス工業株式会社 技術本部 環境部長
小山 勝弘

「パリ協定」を踏まえ、創業100周年の2055年を視野に、2016年に環境長期ビジョン「Challenge ZERO 2055」を策定。世界のビジネスが「脱炭素」へと大きく舵を切るなか、さらなる海外市場へのビジネス展開を見据え、SBT、RE100/EP100に参画。



脱炭素経営企業

日本郵船株式会社 財務グループ 統轄チーム
課長代理 白根 佑一

当社は新中計「Staying Ahead with Digitalization & Green」を発表しESGの経営戦略への統合を掲げ、その中で発表したCO2削減目標がSBT認定を取得した。また、目標達成のためのプロジェクト資金をグリーンボンドにより調達し、更なる企業価値の向上を目指している。



脱炭素経営企業

株式会社明電舎 代表取締役 取締役副社長
倉元 政道

株式会社明電舎は、「第一次明電環境ビジョン」として、2030年までに事業活動に伴う温室効果ガス排出30%削減を目指す方針を公表した。SBT認定も視野に入れ、目標設定を見直しながら削減活動を展開する。



再省蓄エネ企業

自然電力株式会社 代表取締役
長谷川 雅也

2011年設立。国内でグループとして約800カ所の自然エネルギー発電事業に携わる。太陽光・風力・小水力等の発電所の設置・運営に必要な全てのサービスを手掛け、2017年より電力小売事業に参入。個人・法人向け電力供給の他、企業等のエネルギー対策の取り組み支援も行う。



再省蓄エネ企業

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役社長 竹内 一弘

私どもは太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギー電源の開発及び運営を行っている会社です。「再生可能エネルギーの開発を通じ、幸福で持続可能な社会創りをリードすること」をビジョンに掲げ、社会に貢献していくことを目指しています。



再省蓄エネ企業

みんな電力株式会社 代表取締役
大石 英司

CDP推奨事項を念頭に、FIT比率の高い、電力生産者の顔が見える電力小売サービスを展開。世田谷区と長野県の電力地域間連携、ブロックチェーンによる電力トレーサビリティ等、IR、PR、HR効果のある「一歩先ゆくRE100」を実現。



金融機関・投資家

第一生命保険株式会社 責任投資推進室長
銭谷 美幸

第一生命は創業115年の生命保険会社。2010年上場、2011年発足の21世紀企業行動原則の起草委員。2014年5月国連グローバルコンパクト、2015年11月PRI署名。2016年ホールディングス化しグローバル生保としての更なる成長を企図している。2018年3月末総資産は約35兆円。



金融機関・投資家

日本生命保険相互会社 クレジット投資部
クレジット投資部長 日原 龍

当社は、創業時より、生命保険事業の特性を踏まえ、公共性を重視した資産運用を行っております。ESG債等への投融資目標額を2017年度からの4年間で7,000億円としており、機関投資家として持続可能な社会の形成に貢献して参ります。



金融機関・投資家

三井住友信託銀行株式会社 経営企画部
サステナビリティ推進室長 後藤 文昭

三井住友信託銀行は、金融機関として投資、融資において、再生可能エネルギーの普及に貢献するよう努めています。また、エネルギーのユーザーとしても再生可能エネルギーの普及に貢献していきたいと考えています。



金融機関・投資家

メリルリンチ日本証券株式会社 副会長
林 礼子

2007年より環境関連事業イニシアチブとして、14.5兆円相当の関連プロジェクトへの投融資、アドバイザー業務等を提供することをコミット。グリーンボンド等ESG債の引受も積極的に。弊社として2020年までにカーボンニュートラルを達成することを目標とする。



開会挨拶

環境省 地球環境局地球温暖化対策課長
松澤 裕

平成元年、4 厚生労働省採用
平成27、10 環境省地球環境局地球温暖化対策課長

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省地球環境局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成〇年度〇〇委託業務に関する提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

平成○年度○○委託業務に関する提案書

提案書作成責任者

(株)○○ △部×課 ○○○

電話番号、FAX番号、メールアドレス

はじめに

本書は、平成○年度○○委託業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

(作成注)

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

(※) A4判○枚以内とする。

2. 業務の実施方法

仕様書 2-1 の業務内容

仕様書 2-2 の業務内容

仕様書 2-3 の業務内容

仕様書 2-4 の業務内容

(※) 各提案ごとに A 4 判〇枚以内とする。

仕様書 2-5 の業務内容

追加的業務の提案

(※) 各提案ごとに A 4 判〇枚以内とする。

3. 業務の実施計画

時 期	内 容

(※) A 4判〇枚以内とする。

4. 業務の実施体制

4. 1 執行体制、役割分担等

--

(※) A 4判〇枚以内とする。

4. 2 従事者の実績、能力、資格等

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏名		生年月日	
所属・役職		経験年数	
		(うち本業務の類似業務従事年数)	
		年 (年)
専門分野			
所有資格			
経歴 (職歴/学位)			
所属学会			
類似業務の実績			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月 ~ 年 月	
主な手持ち業務の状況 (平成 年 月 日現在 件)			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月 ~ 年 月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名		生年月日	
所属・役職		経験年数	
		(うち本業務の類似業務従事年数)	
		年 (年)
専門分野			
所有資格			
経歴 (職歴/学位)			
所属学会			
類似業務の実績			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月 ~ 年 月	
主な手持ち業務の状況 (平成 年 月 日現在 件)			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月 ~ 年 月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(※) 以下複数人ある場合は、同様の様式にて記入する。

5. 組織の実績

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受注者名)			
(受注形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

(※) 本様式は、A4判〇枚以内に記載すること。

(※) 業務名は10件まで記載できるものとする。

(※) 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

(※) 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

(※) 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）を添付すること。

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)

注1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合)

過去に受けていた認証の名称：

(認証期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)

提案者:

配点表									
評価項目	大項目	中項目	要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準	
					合計	基礎点	加点	基礎点	加点
0. 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	10	10	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-
1. 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	10	5	5	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性があるか。
2. 業務の実施方法									
	2. 1仕様書2-1の業務内容		仕様書2-1で示したSBTやRE100等の基礎的な説明資料について、具体的に提案すること。	必須	15	5	10	仕様書2-1で示したSBTやRE100等の基礎的な説明資料について、説明資料の内容や更新のスケジュール等について具体的に提案すること。	説明資料の作成方針が適切であり、提案されている事項が実現性が高く、業務目的を達成する上で必要かつ、見やすくわかりやすいデザインで効果的なものになっているか。
	2. 2仕様書2-2の業務内容		仕様書2-2で示したSBTやRE100等の企業向け大規模公開セミナーの開催について、具体的に提案すること。	必須	20	5	15	SBTやRE100等の企業向け大規模公開セミナーの開催について具体的に提案されていること。	セミナー内容の企画立案方針が適切であり、提案されている事項が実現性が高く、業務目的を達成する上で必要かつ効果的なものになっているか。
	2. 3仕様書2-3の業務内容		仕様書2-3で示した「企業版2°C目標・再エネ活用ネットワーク」の立ち上げ運営について、具体的に提案すること。	必須	20	5	15	「企業版2°C目標・再蓄エネ活用ネットワーク」の運営、勉強会の内容について具体的に提案されていること。	当該ネットワークの運営、会員数の増加に関する方針が適切であり、提案されている事項が実現性が高くネットワークの内容の充実化に資するものであり、業務目的を達成する上で必要かつ効果的なものになっているか。
	2. 4仕様書2-4の業務内容		仕様書2-4で示した企業の中長期排出削減目標設定支援について、個別支援、勉強会について具体的な提案を行うこと。	必須	20	5	15	企業の中長期排出削減目標設定支援事業について、個別支援、説明会を含む支援の実施方法、方針について具体的に提案されていること。	個別支援、説明会の実施方針が適切であり、提案されている事項が実現性が高く、企業の中長期目標達成に資する内容であり、業務目的を達成する上で必要かつ効果的なものになっているか。
	2. 5仕様書2-5の業務内容		仕様書2-5で示した国内版SBT・RE100について具体的な提案を行うこと。	必須	25	10	15	国内版SBT・RE100について、有識者検討会など検討方法が具体的に提案されていること。	中小企業等の再エネ導入促進に資する内容で実現性が高いものであり、業務目的を達成する上で効果的な提案になっているか。
3. 業務の実施計画			仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	15	10	5	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	効率的、効果的な作業進行予定表であること。
4. 業務の実施体制									
	4. 1執行体制、役割分担等		業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	35	10	25	他機関との連携も含め適切な作業分担により執行体制が構築されていること。	効率的・効果的な人員配置・協力体制が構築されているか。
	4. 2従事者の実績、能力、資格等		業務に従事する者の、温室効果ガス排出量算定に係る調査・分析・評価等の類似業務の実績、本業務に係る能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	任意	10	-	10	-	業務に従事する者2名以上に類似業務の実績がある場合には可(5点)とし、従事する主たる者が、本業務を実施するに当たり、より高い成果が得られると見込まれる実績等を有している場合にはその実績等に応じて加点する。
5. 組織の実績									-
	類似業務の実績		温室効果ガス排出量算定に係る調査・分析・評価等の類似業務実績について、それぞれの業務名及び概要を記載すること。	任意	10	-	10	-	要求要件を満たした業務等の実績が2件以上あれば可(3点)とし、以降は件数や業務概要に応じて加点する。
6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況			事業者の経営における事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。 ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5	-	事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるか。又は過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続しているか。1つでもあれば加点(5点)
7. 組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況			女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等) ・1段階目(※1) 2点 ・2段階目(※1) 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画(※2) 1点 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に関する基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。 次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定) ・くるみん認定 2点 ・プラチナくるみん認定 4点 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点 ※種数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。
				技術点小計	200	65	135		合計点(基礎点+加点)
									技術点合計
				価格点	100				
				総計	300				

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、十分満足できる:5点、満足できる:4点、平均レベル:3点、平均よりやや劣る:2点、平均よりかなり劣る:1点、満足できないとし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「満足できない:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。

従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

1 サプライチェーン排出量算定方法調査業務 業務内容の変遷

サプライチェーン排出量算定方法調査業務 業務内容の変遷 (上段は事業実施年度、下段は契約金額)	平成27年度 (1.15億円)	平成28年度 (0.34億円)	平成29年度 (1.5億円)	平成30年度 (1.1億円)	平成31年度
SBTやRE100等の基礎的な説明資料の更新	×	×	○	○	○
SC排出量の算定・管理に関するPR資料の作成・配布	×	×	×	○	○
WEBサイト GVCプラットフォームの更新	○	○	○	○	○
SDIに関するセミナーの開催	○(4回)	○(2回)	○(4回)	×	×
フォーラムの開催	×	×	×	○(1回)	○(1回)
ODPとの共催イベントに係る事務手続き	×	○(1回)	○(2回)	○(2回)	○(2回)
他機関開催イベントでの講演	×	×	○(4回)	×	×
ネットワークの立ち上げ・運営	×	×	×	○	○
合同勉強会の開催	×	×	×	○	○
海外へのヒアリング調査業務(SC・SBT)	○	×	○	×	×
SBT、SCの目標設定支援(勉強セミナー含む)	○(40社)	×	○(59社)	○(31社)	○(20社)
下流製品のODP排出削減貢献製品の製造企業認定に係る検討会、調査	×	×	×	○	×
中小企業版SBT・RE100のプラットフォーム設立、運営	×	×	×	×	○
中小企業版SBT・RE100の目標設定支援	×	×	×	○(5社)	○(15社)
環境省RE100	×	×	×	×	○
削減貢献量評価手法の確立	○	○	○	×	×
サプライチェーンに関する算定問い合わせ窓口の設置	×	○	○	×	×
サプライチェーンに削減取り組みに関する効果実証モデル事業	×	×	×	×	×
サプライチェーン排出量の削減推進方策検討会・原単位WG	○	○	○	×	×
サプライチェーン排出量算定ガイドラインの改定/排出原単位調査	○	○	○	○	○
排出量算定支援ツール(参考書、業種別事例集、Q&A作成等)	○	○	○	○	○
公的機関のサプライチェーン排出量の算定方法の調査	×	×	×	○	○
環境省の組織・施設ごとの毎月の実施状況の整理・分析	×	×	×	○	○
環境省実施計画の実施状況に関するアニュアルレポート	×	×	×	○	○

赤: 企業の中長期排出削減目標設定や排出量算定支援事業委託業務 関連事業
 青: サプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業等委託業務 関連事業
 灰: 平成31年度で実施予定なし

2 業務別関連経費

平成30年度の実施経費(※現在事業実施中のため契約金額ベース)

SBTやRE100等の基礎的な説明資料の更新 SC排出量の算定・管理に関するPR資料の作成・配布 WEBサイト GVCプラットフォームの更新	合計: 1500万円 (うちWEBサイト GVCプラットフォームの更新経費 300万円)
フォーラムの開催 ODPとの共催イベントに係る事務手続き	主催フォーラム運営: 1回あたり800万円、 共催フォーラム運営: 1回あたり150万円(共催費1回100万+人件費50万円)
ネットワークの立ち上げ・運営 合同勉強会の開催	合計: 1400万円 (うち会場代 70万円×3回)
SBT、SCの目標設定支援(勉強セミナー含む)	支援1件当たり100万円、勉強セミナー会場費70万円 関西地方での目標設定支援300万円(再委託)
中小企業版SBT・RE100の目標設定支援	400万(再委託)
サプライチェーン排出量算定ガイドラインの改定/排出原単位調査 排出量算定支援ツール(参考書、業種別事例集、Q&A作成等)	合計: 1000万円 (うち排出原単位の整備 400万円、 海外の排出原単位調査 200万円(再委託))
公的機関のサプライチェーン排出量の算定方法の調査 環境省の組織・施設ごとの毎月の実施状況の整理・分析 環境省実施計画の実施状況に関するアニュアルレポート	合計: 1500万円 (うちODPSCプログラム関係経費 300万円(再委託) 環境省実施計画 1000万円(再委託))